

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 環境審議会

柏市環境審議会は、市民や事業者の代表、学識経験者からなり、環境基本計画の推進方策や環境の保全及び創造に関する基本的な事項を審議します。

(2) 環境管理推進本部会議

環境管理推進本部会議は、庁内に設置し、助役を本部長としています。

主な審議事項は、環境基本計画に係る諸施策の立案・総合調整や環境目的及び環境目標の設定などです。

(3) 環境管理推進本部会議幹事会

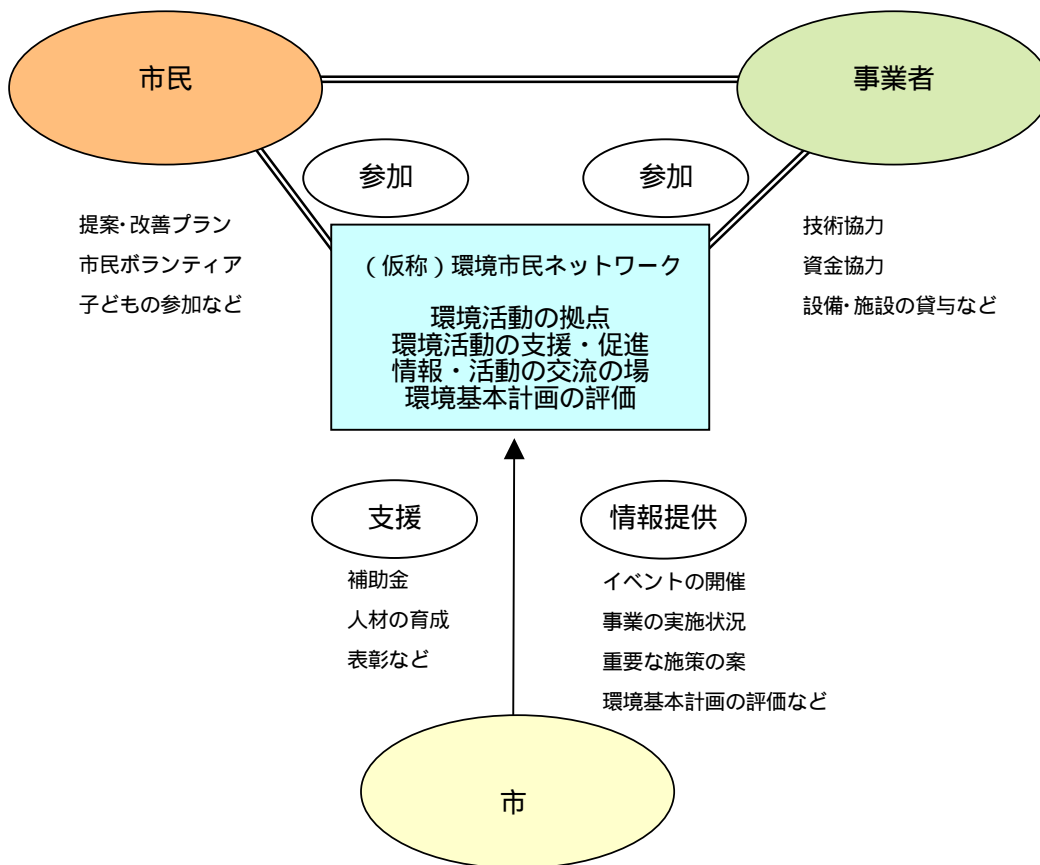
環境管理推進本部会議幹事会は、環境管理推進本部会議の下に設置し、環境目的及び環境目標の達成状況について評価を行います。

(4) 内部監査チーム

内部監査チームは、環境の保全及び創造に関する事業が、事業担当課で計画どおりに実施されているかを監査します。

(5) (仮称)環境市民ネットワーク

(仮称)環境市民ネットワークは、市民、事業者、民間団体によって組織され、市と協働して、環境の保全及び創造に関する行動の実践や環境基本計画の進捗の評価などを行い、まちぐるみでの計画推進の中核として活動します。

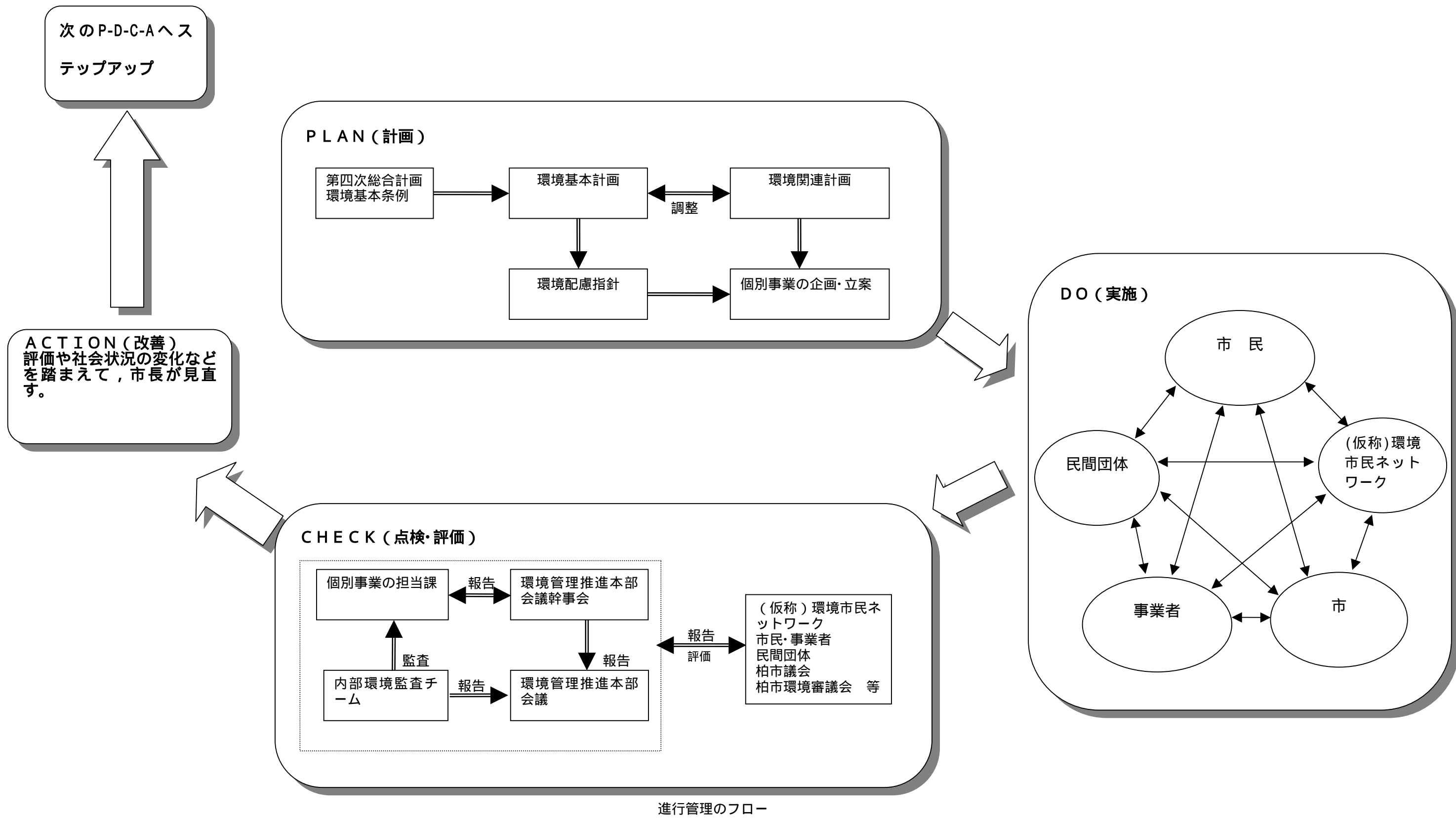


(仮称)環境市民ネットワークのイメージ図

(6) 広域的な連携，協力の推進

手賀沼の水質や自動車交通に起因する大気汚染など，県や近隣市町との連携が必要な環境問題に対して協力して取り組んでいきます。

2 環境マネジメントシステムに基づく進行管理の方法



(1) 環境管理推進本部会議・幹事会による把握・評価

市民，事業者，市の取組を環境指標によって把握，評価します。

(2) 年次報告書の作成

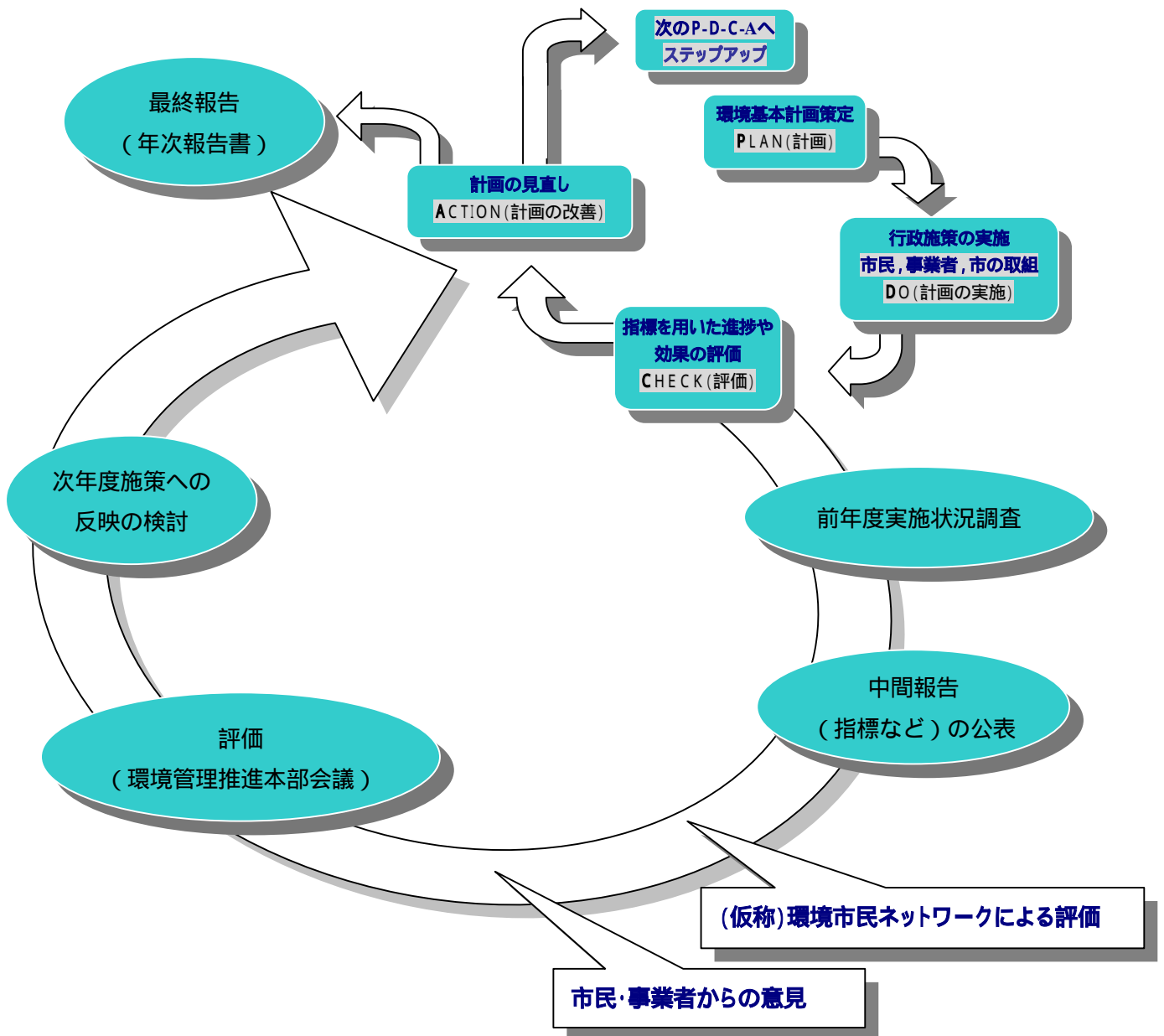
基本目標，基本方針の達成状況や各施策の進捗状況について，毎年報告書を作成し，広く市民へ公表します。

(3) 計画推進へ反映

施策の実施状況や指標などに対する市民，事業者の意見，（仮称）環境市民ネットワークの評価，環境管理推進本部会議の提言などを基に，計画を改善し，次のP - D - C - Aサイクルへステップアップしていきます。

(4) 環境向上度実感アンケートの実施

市民や事業者の参画や第3者からの評価を受けることを目的に，環境の向上度に関するアンケートを実施します。



評価・反映のフロー